

南房総市ホームページバナー広告掲載取扱要綱

令和 8 年 3 月 1 3 日

南房総市告示第 3 2 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、南房総市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）へのバナー広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 市ホームページに掲載する画像形式の広告をいう。
- (2) 広告主 市ホームページにバナー広告の掲載を申し込む個人又は法人その他の団体をいう。

(広告掲載の基本方針)

第 3 条 バナー広告の掲載は、次に掲げる基本方針に基づき行うものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及び公平性を損なわないこと。
- (2) 市民の信頼を損なわないこと。
- (3) 市の品位及びイメージを損なわないこと。

(広告掲載の対象)

第 4 条 バナー広告を掲載する対象は、市ホームページのトップページとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、トップページ以外のページにバナー広告を掲載することができる。

(広告掲載基準)

第 5 条 バナー広告は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 法令、条例、規則等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業に該当するもの
- (5) 消費者金融業、質屋、探偵業、アダルトサイト、出会い系サイト、マルチ商法等に関するものその他市長が不相当と認める業種に関するもの

- (6) ギャンブル及びこれに類するものに関するもの
 - (7) たばこ、酒類その他青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又はその構成員と関係があるもの
 - (9) 虚偽、誇大な表現により、市民に誤解を与え、又は不利益を与えるおそれがあるもの
 - (10) 第三者の著作権、商標権、肖像権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれがあるもの
 - (11) 特定の個人、法人、団体等を誹謗中傷し、又はそのおそれがあるもの
 - (12) 市又は市の機関が広告主であると誤認されるおそれがあるもの
 - (13) 市の事務事業と競合し、又は市の施策の推進に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - (14) その他市長が不相当と認めるもの
- （広告の規格等）

第6条 バナー広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 画像形式 GIF、JPEG又はPNG形式
- (2) サイズ 縦60ピクセル×横130ピクセル
- (3) アニメーション 使用不可

2 バナー広告には、広告主のウェブサイトへのリンクを設定するものとする。

3 リンク先のウェブサイトは、前条に定める広告掲載基準に適合するものでなければならない。

（掲載順位）

第7条 掲載順位は、申込受付順とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（広告掲載期間）

第8条 バナー広告を掲載する期間は、月の初日から当該月の末日までの1箇月を単位とし、連続する掲載期間は、当該年度末までとする。

2 バナー広告掲載の開始日は、原則として毎月1日とする。

（広告掲載料）

第9条 バナー広告の掲載料は、1枠1箇月につき7,000円とする。

（広告掲載の申込み）

第10条 バナー広告の掲載を希望する者は、ホームページバナー広告掲載申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 広告原稿及び電子データ（G I F、J P E G又はP N G形式）
- (2) 事業内容を明らかにする書類（会社案内、パンフレット等）
- (3) 南房総市に納税義務を有する者にあつては、市税の完納証明書。ただし、次のいずれかに該当する場合は、不要とする。
 - ア 入札参加資格審査申請をしているとき。
 - イ 本市に納税義務がないとき。
 - ウ 本市における納税状況を調べるため、別記第1号様式の同意事項に同意したとき。
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申込みは、バナー広告掲載の開始日が属する月の前々月の末日までに行わなければならない。

（広告の作成等）

第11条 広告主は、バナー広告を作成するに当たっては、第5条に定める広告掲載基準及び第6条に定める広告の規格を遵守しなければならない。

2 市長は、提出された広告原稿が規格に適合しない場合又は表示が不鮮明である場合は、広告主に対し、修正を求めることができる。

（広告掲載の審査及び決定）

第12条 市長は、第10条の規定による申込みがあつたときは、第5条に定める広告掲載基準に適合するか否かを審査する。

2 市長は、前項の審査の結果、広告掲載の可否を決定したときは、その結果をホームページバナー広告掲載可否決定通知書（別記第2号様式）により申込者に通知する。

（広告掲載料の納付）

第13条 前条第2項の規定により広告掲載の決定通知を受けた者は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括で納付しなければならない。

（広告掲載料の返還）

第14条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市の都合により広告の掲載を中止した場合
- (2) 広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消した場合

(3) その他市長が特に必要と認める場合

2 前項ただし書の規定により返還する料金の額は、掲載を中止し、又は取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

(広告掲載内容の変更及び取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、バナー広告の掲載内容を変更し、又は取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を変更し、又は取り下げる場合は、広告主は、ホームページバナー広告掲載内容変更・取下げ届（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により広告を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載の取消し等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、バナー広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

(1) 広告主が虚偽の申込みをしたとき。

(2) 広告主が第5条に定める広告掲載基準に違反したとき。

(3) 広告主が市の指示に従わないとき。

(4) 広告主が広告掲載料を納付しないとき。

(5) 市ホームページの管理運営上支障があるとき。

(6) その他市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消し、又は中止した場合において、広告主に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り消し、又は中止した場合において、既納の広告掲載料は、返還しない。

(免責事項)

第17条 市は、バナー広告及びリンク先のウェブサイトの内容について、一切の責任を負わない。

2 市は、バナー広告に起因して生じた広告主又は第三者の損害について、一切の責任を負わない。

3 市は、システムの保守、障害等により、バナー広告の表示を一時的に中止することができる。この場合において、広告主に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(個人情報の取扱い)

第18条 市は、バナー広告の申込みに際して取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び南房総市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年南房総市条例第1号）に基づき、適正に管理するものとする。

(委任)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(南房総市公共物等有料広告掲載取扱要綱の一部改正)

2 南房総市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成18年南房総市告示第176号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を削り、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別 記

第1号様式（第10条関係）

ホームページバナー広告掲載申込書

年 月 日

南房総市長 宛

住所（事業所所在地）
申込者 氏名（事業者名・代表者名）

電話番号

南房総市ホームページバナー広告掲載取扱要綱第10条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

掲載希望期間	年 月～ 年 月（ 箇月間）
広告掲載料	円
リンク先アドレス	https://
バナー広告の内容	
【担当者連絡先】	担当者名： E-mail： 電話番号：

【添付書類等】

- (1) 広告原稿及び電子データ（G I F、J P E G又はP N G形式）
- (2) 事業内容を明らかにする書類（会社案内、パンフレット等）
- (3) 南房総市に納税義務を有する者にあつては、市税の完納証明書（ただし、次のいずれかに該当する場合は不要）
 - ア 入札参加資格審査申請をしているとき。
 - イ 本市に納税義務がないとき。
 - ウ 本市における納税状況を調べるため、次の同意事項に同意したとき。

同意事項（同意事項の右欄にチェックしてください。）	
南房総市のホームページにバナー広告を掲載するに当たり、南房総市ホームページバナー広告掲載取扱要綱を遵守し、私の市税の納付状況を南房総市職員が確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>

第2号様式（第12条関係）

ホームページバナー広告掲載可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

南房総市長

年 月 日付けで申込みのありましたバナー広告掲載について、下記のとおり掲載（する・しない）ことに決定したので通知します。

記

1 掲載内容

- (1) 広告掲載期間 年 月から 年 月まで
(2) 広告掲載料 円（ 箇月掲載分）

2 掲載条件

南房総市ホームページバナー広告掲載取扱要綱を遵守すること。

3 掲載しない場合の理由

第3号様式（第15条関係）

ホームページバナー広告掲載内容変更・取下げ届

年 月 日

南房総市長 宛

住所（事業所所在地）
申込者 氏名（事業者名・代表者名）

電話番号

南房総市ホームページバナー広告掲載取扱要綱第15条の規定により、下記のとおり（変更・取下げ）を届け出ます。

記

決定済掲載期間	年 月～ 年 月
リンク先アドレス	https://
バナー広告の内容	
【担当者連絡先】	担当者名： E-mail： 電話番号：

※変更届の場合、次の書類等を添付すること。

【添付書類等】

広告原稿及び電子データ（GIF、JPEG又はPNG形式）